

感染症による欠席についておねがい

『感染症による欠席届』について

- 感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、溶連菌等）による欠席の場合、必ず『感染症による欠席届』を提出して下さい。提出がない場合は出席停止となりません。
- 届出は担任から受取る、または HP からダウンロードできます。
- 届出は登校再開後早めに（目安：1週間以内）提出してください。
- 届出には、必ず医療機関の領収書や薬剤説明書等を添付してください。

【以下の場合、出席停止扱いにならない場合があります】

- ・特に新型コロナウイルスに関して、医療機関を受診せず自宅で検査キットを用いて判断した場合
- ・領収書や薬剤説明書等の添付がなく、医療機関受診の確認がとれない場合

※小中学校では届出の提出が不要の場合もありますが、本校では必要な手続きとなります。

※定期考査を欠席した場合、医療機関を受診したことを証明できるものが必要となります。

感染症による欠席届

* この届は、学校において感染症による出席停止の際に使用します。登校を再開後、早めに（目安：1週間以内）提出して下さい。

* 医療機関の領収書やお薬の説明書のコピーを必ず裏面に貼付して下さい。

学 校	石川県立金沢西高等学校
学年・組	() H () 番
生徒氏名	
受診医療機関及び担当医	
診 断 名	
欠 席 期 間	令和()年()月()日()曜日より 令和()年()月()日()曜日まで
早 退	令和()年()月()日()曜日 午前・午後() : () 早退
上記の通り、欠席したことを届け出します。	
令和()年()月()日 保護者氏名 _____	

欠席届の様式は本校のホームページからもダウンロードできます。

医療機関の領収書やお薬の説明書のコピーが必要になります。裏面に忘れずに添付してください。

こども医療費助成制度を利用された場合には領収書が発行されない場合があります。ご注意ください。

登校再開後、早めに（目安：1週間以内）提出してください。

参考 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

○第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。

- ・インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
- ・百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻疹 解熱した後3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ・風しん 発しんが消失するまで。
- ・水痘 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ・咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・結核 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。